

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 2 日現在

機関番号：16301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380088

研究課題名(和文) 人々の意識における刑法の役割と刑罰動機に関する研究

研究課題名(英文) A Study of People's View of Criminal Law and Punishment

研究代表者

松原 英世 (Matsubara, Hideyo)

愛媛大学・法文学部・教授

研究者番号：40372726

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、次のことが明らかとなった。人々の主たる刑罰動機は、規範の伝達、応報感情の充足、懲らしめ、国家権力の顕示であった。人々の意識の中で刑事政策は、「人権の尊重・制約」と「応報・予防」の2つの軸で認識されていた。刑罰動機として規範の伝達を重視する者、懲らしめを重視する者ほど、監視・重罰化を目指した政策を支持していた。

本研究は、民意(人々の認識・期待)と刑事政策のダイナミックな関係を考察するものであり、刑事司法が変革の時代を迎えている現在の日本においてその意義は小さくないものと思われる。

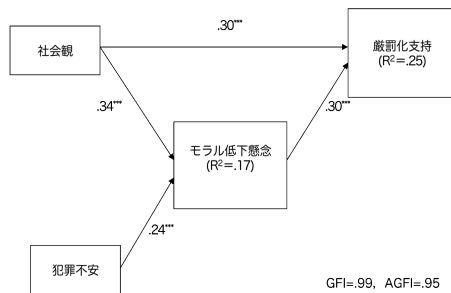
研究成果の概要(英文)：This study shows the main results as follows. 1.How do people want to use punishment? - Their punishment motives were differentiated into the "Communication of the Norm", the "Satisfaction of Retribution Feelings", the "Deterrent", and the "Demonstration of the National Power". 2. How do people recognize the penal policy? - They recognized it through one axis between respect for human rights and restriction of human rights, the other axis between retribution and prevention. 3. How do people support making the law stricter? - The more a person emphasizes the "Communication of the Norm" or a person emphasizes "Deterrent" as a punishment motive, the more they support the policy of aiming at surveillance and severer punishment.

研究分野：刑事法

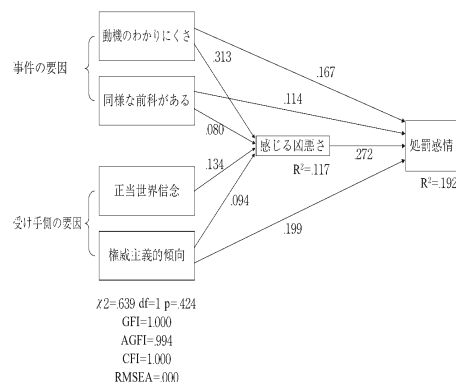
キーワード：刑事政策 刑法の役割 刑罰動機

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究代表者と研究分担者は、これまでそれぞれに、また共同で、犯罪や非行、あるいは、犯罪者や非行少年に対する一般の人々の反応について研究を進めてきた。例えば、研究代表者による、2006～2008年度科学研究費補助金・若手研究(B)「厳罰化政策の社会的支持基盤に関する研究」では、人々はなぜ厳罰化を支持しているのかについて、その規定要因を質問紙調査(調査対象は松山市の有権者)とパス解析を用いて明らかにした(分析結果は以下の図のとおりである)。



(2) また、研究代表者と研究分担者との共同による、2011年度愛媛大学法文学部部局長裁量経費(研究型)「少年犯罪についての凶悪性判断と処罰感情を規定する要因について」では、人々はどのような要素に注目して犯罪の凶悪性を判断しているのか、そして、どのような要因が人々の犯罪の凶悪性判断や犯罪者に対する処罰感情に影響を及ぼしているのかを、質問紙調査(調査対象は兵庫県と愛媛県の大学生)とパス解析、並びに、構造方程式モデリングを用いて明らかにした(分析結果は以下の図のとおりである)。



(3) これまでの研究を通じて、厳罰化支持や処罰感情といった刑法・刑罰の使用についての態度決定には、犯罪(者)・非行(少年)

といった認識対象だけでなく、それを認識し態度決定を下す者(受け手側)の属性や考え方が(場合によってはより強く)影響を及ぼすことが明らかにされた。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、以上のような研究蓄積の上に行ったものであり、その目的は次の3点を明らかにすることにある。

人々が刑法に対して何を期待し(刑法の役割) 刑罰をどのような理由で用いたい(刑罰動機)と考えているのか?

刑法の役割や刑罰動機に影響を及ぼしている要因はどのようなものか?

人々の刑法・刑罰に対する一般的な認識(期待・動機)が具体的な政策形成にどのように関係しているのか?

(2) 近年、犯罪は減少しているにもかかわらず、依然として厳罰化を支持する声は強い。そうした声に応えるかのように、従来不活発であった刑事立法も犯罪化、重罰化の両面で活発化している。このことは、人々の意識において、刑法・刑罰への期待が高まっていること、また、人々の意識において、刑法・刑罰の社会における役割が拡大(あるいは、変容)していることを示すものと考えられる。本研究では、上記3点を明らかにすることで、民意(人々の認識・期待)と刑事政策とのダイナミックな関係を示すことができるかと考えている。

3. 研究の方法

(1) 本研究の主たる方法は、質問紙調査である。そこで得た結果を共分散構造分析を用いて分析した。

(2) 質問紙調査の概要は以下のとおりである。

- ・ インターネット調査
- ・ 無記名式
- ・ 調査期間 2015/2/27～2015/3/2
- ・ 調査協力者 全国の20～69歳の男女3000人(男女それぞれ1500人(20代、30代、40代、50代、60代から男女それぞれ300人))
- ・ 質問内容 刑罰動機、刑事政策、犯罪状況、刑事制度に対する認識、パーソナリティ、価値観、性別、年齢、居住地域、年収、職業

4. 研究成果

(1) 現在までのところ、本研究で明らかになったことは以下のとおりである。

人々は刑罰をどのように使いたいと思っているのか(刑罰動機)?

その主たる動機は、規範の伝達(加害者自身や世間一般に対して、してはい

けないことやその行為の悪性を示そうとするものである（言い換えれば、刑罰をコミュニケーション・ツールとして使おうとする立場である）、応報感情の充足（もっぱら世間一般の応報感情を充足しようとするものである（補足すれば、この立場は、犯人以外への効果（遵法市民への配慮）を、さらには情緒的な対応を重視しているといえるだろう）、懲らしめ（加害者を懲らしめようとするものである（補足すれば、その対象は犯人に限定され、行動統制的関心が強い）、国家権力の顕示（刑罰によって国家の強さや正当性を示そうとするものである（補足すれば、その関心は犯罪問題それ自体にはないといえるだろう））であった。

人々の意識の中で刑事政策はどのように認識されているか？

人権（自由）の尊重・制約という軸と応報・予防という軸で認識されていた。補足すれば、本研究では、刑事政策上の諸論点（重罰化、監視、処遇）・対立軸（予防 vs 応報、予防 vs 自由）が浮かび上がるような政策を操作的に示し、その賛否を調査協力者に尋ねたのであるが、その結果について因子分析を行ったところ、2因子構造を示した。第1因子は、監視・重罰化による対応（物理的に犯罪を抑え込もうという関心）であり、第2因子は、処遇による改善・更生（行動科学的な知見に基づいて犯罪を防止しよう）という関心であった。当初われわれが想定したように、監視と重罰化で分化しなかったが、処遇とその他については分化した（抑止モデルに親和的な政策と医療モデルに親和的な政策とに分かれたと解釈することもできるだろう）。

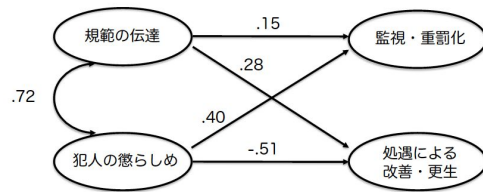
具体的にどのように厳罰化を支持しているのか？

刑罰動機として規範の伝達を重視する者、懲らしめを重視する者ほど、監視・重罰化を目指した政策を支持している（この知見は、権威主義的傾向の強い人は厳罰化を支持するとの知見と整合的である）。なお、刑罰動機として犯人の懲らしめを重視しない者ほど、処遇による改善・更生を目指した政策を支持している点には留意すべきである。

刑罰動機は刑事政策とどのように関係しているのか（刑事政策はどのように選択されるのか）？

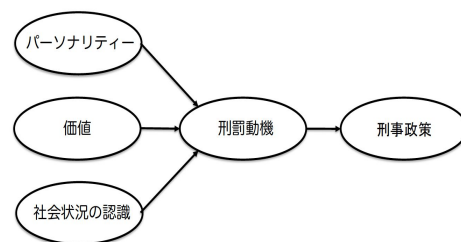
これについては以下の図のとおりである。補足すれば、応報感情の充足から刑事政策に対してパスが引けるモデルが構築できなかったことから、具体的な刑事政策の支持・不支持の判断に当たっては、応報感情の充足といった情緒的な要素（それは遵法者への配慮でもある）は影響しないことが推測される（刑事政策は理性的考慮の対象か？）。さらにいえば、人々にとって具体的な刑事政策はあくまでも道具的なものとして捉えられている（行動統制的な関心に直接

的に結びつくものであって、道徳的・象徴的な意味をもつものではない）といえるかもしれない（刑罰動機は応報が主流で、刑事政策は行動統制が主流ということか？）。



$\chi^2=1798.099$ $df=130$ $p=.000$
GFI=.933, AGFI=.911, CFI=.900
RMSEA=.065

(2) 全体としてのわれわれのモデル（われわれの想定するモデルは以下の図のとおりである）は、「パーソナリティー要因や価値観、社会状況の認識」が「刑罰動機」を規定し、それ（刑罰動機）が「刑事政策」を規定する、ことを想定している。目下のところ、この後半部分についての検討を終えたわけであるが、今後は、前半部分も検討に加えながら（例えば、どのような人が規範の伝達や犯人の懲らしめを重視するのか／何がそれを規定するのか）また、そもそもわれわれの想定モデル通りになるのかも含めて、「人々の意識の中で刑事政策がどのように選択されるのか？」についてより詳しく見ていきたいと考えている。これについては現在分析をすすめているところであり、結果がまとも次第、学会報告や学術論文のかたちで公表する予定である。



5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計1件)

松原英世・岡本英生「刑法・刑罰の捉え方と刑事政策の関係について：予備調査の結果から」愛媛法学会雑誌 41 巻 3=4 号(2015)43-53 頁。(査読無し)

<http://iyokan.lib.ehime-u.ac.jp/dspace/>

handle/iyokan/4524 (機関リポジトリ)

〔学会発表〕(計4件)

松原英世・岡本英生「人々は刑罰をどのように使いたいと思っているのか？それは刑事政策とどのように関係しているのか？」日本犯罪社会学会(横浜桐蔭大学:横浜市)(2015年11月21日).

Matsubara Hideyo & Hideo Okamoto, "The Relationship between Our View of Criminal Punishment and the Penal Policy," Asian Criminological Society 7th Annual Conference (City University of Hong Kong: Hong Kong)(2015/06/26).

Okamoto Hideo & Hideyo Matsubara, "On Factors Affecting People's Penal Preferences," Asian Criminological Society 6th Annual Conference (Osaka University of Commerce: Osaka)(2014/06/28).

松原英世・岡本英生「人々はどのように刑事政策を選択しているのか？」日本法社会学会(大阪大学:豊中市)(2014年5月10日).

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

6. 研究組織

(1)研究代表者

松原 英世(Hideyo Matsubara)

愛媛大学・法文学部・教授

研究者番号: 40372726

(2)研究分担者

岡本英生(Hideo Okamoto)

奈良女子大学・生活環境科学系・教授

研究者番号: 30508669